

別記（除草機）

水田除草機導入支援

第1 事業の目的

水稲有機栽培における機械除草技術の普及を促進し、除草に係る労力軽減や生産性の向上を図ることにより、有機米の取り組みを一層拡大する。

第2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な以下の取り組みに要する経費に対して支援を実施する。なお、対象経費や要件、補助率等は有機JAS認証拡大支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別表のとおりとする。

(1) 水田除草機導入支援

水稲有機栽培に取り組む農業者等に対し、水田除草機を導入し、水稲有機栽培の実証・調査を行うために必要な経費の一部を助成する。ただし、県が行う調査や技術波及の取り組みに協力し、以下のア及びイを一体的に実施するものに限る。

ア 水田除草機の導入

県が共同開発した歩行型水田除草機（揺動ブラシ式歩行型除草機）の導入に要する経費の1/3以内を助成する。

イ 実証、調査活動

アで導入した水田除草機の実証・調査活動に要する経費を助成する。

なお、実証・調査活動として、以下の項目を実施するものとする。

- ・各本田作業等の記録
 - ・機械除草の除草能率調査（除草作業面積及び作業時間の確認）
 - ・機械除草の欠株率調査
（除草1回目前、除草2回目後の計2回、4条×50株を2区調査）
 - ・雑草調査（移植後40日頃に発生程度を確認）
 - ・10a当たり除草時間、除草コスト調査
- ※これらの項目は、別記様式第2号（除草機）別紙により報告する。

第3 事業実施主体

事業実施主体は別表の事業区分「3. 水田除草機導入支援」に定める要件を満たす者に限る。

第4 事業の実施等手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第3に基づき、交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別記様式第1号（除草機））を添付し、知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金交付要綱第4に基づき重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第3号）に事業実施変更計画書（別記様式第1号（除草機））を添付して行うものとする。
- (3) 事業実施主体が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、知事に提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、事業が完了したときは要綱第6に基づき、知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
なお、部分完了を行う場合は、様式第5号により知事に報告し、速やかに中間検査を受けなければならない。

第5 事業の報告

本事業を実施した事業実施主体が行う報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第7に基づき、実績報告書（様式第6号）に事業実績報告書（別記様式第1号（除草機））を添付して、知事に提出するものとする。

第6 事業達成状況報告

本事業を実施した事業実施主体が行う事業達成状況報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間、事業達成状況報告書（別記様式第2号（除草機））を、毎年4月末日までに市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により提出された事業達成状況報告書を、毎年5月末日までに隠岐支庁・農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

第7 事業の実施期間

令和2年度から令和4年度までのうち2年間とする。